

令和7年度決算に基づくえびの市健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき算定しました、令和7年度決算に基づく健全化判断比率は次のとおりです。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準（財政状況が悪化した場合に、財政の早期健全化を図るべき基準）を下回りました。

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.04)	— (19.04)	4.3 (25.0)	— (350.0)

備考

- 「実質赤字比率」の「—」は、実質赤字額が「ない」ことを示しています。
- 「連結実質赤字比率」の「—」は、連結実質赤字額が「ない」ことを示しています。
- 「将来負担比率」の「—」は、将来負担比率が算定されず、現時点における地方債の残高や将来支払うべき負担等が、将来の財政を圧迫する可能性が低いことを示しています。
- 各比率の括弧内数値は、えびの市の早期健全化基準を示しています。

令和 7 年度決算に基づくえびの市資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき算定しました、令和 7 年度決算に基づく資金不足比率は次のとおりです。

いずれの会計につきましても、資金不足比率はなく、経営健全化基準（経営の健全化を図るべき基準）を下回りました。

会 計 の 名 称	資金不足比率（％）
水 道 事 業 会 計	—
病 院 事 業 会 計	—
産業団地整備事業特別会計	—

備考

- 1 「資金不足比率」の「—」は、資金不足額が「ない」ことを示しています。
- 2 経営健全化基準は、いずれの会計においても「20％」です。

【参考資料】

1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」について

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生、公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定め、計画実施のための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化を図ることを目的とするものです。

2 「健全化判断比率」及び「資金不足比率」

(1) 健全化判断比率

$$\text{① 実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※一般会計等の赤字額が1年間の収入に対してどれくらいの割合になるかを示します。（一般会計等の財政運営の深刻度を判断します。）

$$\text{② 連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※全ての会計の赤字額が、1年間の収入に対してどれくらいの割合になるのかを示します。（えびの市の財政運営の深刻度を判断します。）

③ 実質公債費比率

$$\begin{aligned} & (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) \\ & - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}) \\ = & \frac{\quad}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})} \end{aligned}$$

※一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じる経費が、1年間の収入に対してどれくらいの割合になるかを示します。（借入金の返済額などから資金繰りの危険度を判断します。）

④ 将来負担比率

$$\begin{aligned} & \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ & + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \\ = & \frac{\quad}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})} \end{aligned}$$

※一般会計等が将来負担することになっている実質的な負債額（地方債の元利償還金や数年間にわたる契約により約束された支払、職員の退職金など）が、1年間の収入に対してどれくらいあるのかを示します。（借入金の残高などから、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを判断します。）

将来負担額は、次の①から⑧までの合計になります。

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 加入する組合等の地方債の元金償還に充てる負担見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

$$(2) \text{ 資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※一般会計等の実質収支にあたる公営企業会計の資金不足が、公営企業の事業規模に対してどれくらいの割合になるのかを示します。(公営企業の経営状況の深刻度を判断します。)

3 「健全化判断比率」及び「資金不足比率」の基準値について

「健全化判断比率」が「早期健全化基準」を超えた場合は、「財政健全化計画」を、「財政再生基準」を超えた場合は、「財政再生計画」を策定し、議会の議決を経て、総務大臣に報告しなくてはなりません。

また、公営企業においては、「資金不足比率」が「経営健全化基準」を超えた場合には、「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を経て総務大臣に報告しなくてはなりません。

なお、えびの市のそれぞれの基準は、次のとおりです。

(単位：%)

	健全化判断比率				資金不足比率
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
早期健全化基準	14.04	19.04	25.00	350.00	
財政再生基準	20.00	30.00	35.00		
経営健全化基準					20.00